

<研究ノート>

欧洲連合（EU）の成立と発展

万 伸 健 一

A Historical Essay on the European Union

MANCHU Shuichi

Abstract

Since a movement to establish a union of nations in Europe occurred in Europe, it has been confronted with many difficulties and conflicts between participating nations. But EU was organized after very long process of the movement and it has today a remarkable influence on the world economy. The purpose of this paper is to review the process of establishment and development of EU and to consider the reasons of its success.

1. 序

現在の世界経済においては、経済活動が国家の利益を重視して行われているという意味での国家主義ないしナショナリズム（nationalism）が依然として強く支配しているのであるが、他方では、地球的規模で経済活動が展開されるようになっているという意味で国際化ないしグローバル化(globalization)の傾向も極めて顕著にあらわれている。しかし、それらに加えて、アメリカ、欧州およびアジアなどにおいて、それぞれの地域の諸国が共通の利益を追求するために国家間の協力体制や国家連合を形成あるいは模索する動きが活発に行われていることも、われわれの看過しえないところである。これは連合経済（bloc economy）の形成ないし経済のブロック化の傾向と称せられうるであろう。このように、今日の世界経済の特徴の1つは、ナショナリズム、グローバル化およびブロック化が同時に進行している点に見出されるのである。

これらのうち、学問的にも、実践的にも、グローバル化に大きな注目が向けられていることは、その影響の大きさからして、けだし当然のことであろう。しかし、グローバル化

が国境を超えて地球的規模での経済活動の展開を意味するとはいえる、それが各国間の自己の利益をめぐる競争を排除するものではなく、かえってナショナリズムの世界的広がりとしての性格をも濃厚に残していることが注意されなければならない。これに対し、われわれは世界経済の新たな動きとして、各国が共通の利益を協力して追求することを意図するブロック化の傾向が世界経済に及ぼしている影響の特徴と大きさに特に注目するものである。もとより、ブロック化もその加盟各国による自己の利益の追求とそれに伴うブロック内の対立やブロック間の競争や対立を排除するものではないのであるが、加盟各国間の協力への意向は世界経済の新たな展開の方向をあらわしているように思われるからである。

ところで、近代的な経済が最初に形成されたのは歴史的には、18世紀から19世紀にかけて産業革命を経験した欧州であり、欧州こそが当時の経済の中心であった。20世紀に入つて欧州は2つの世界大戦の戦場となつたためにその経済的地位は著しく低下したのであるが、今日でもそれが世界経済の中心の1つであることには変わりはない。しかし、現在では、アメリカ合衆国を中心とするアメリカ圏が最も強力な経済力を保有しているのは周知のことである。しかも、最近は、日本、中国、韓国などの東アジア、さらには東南アジア諸国連合（ASEAN：Association of South-East Asian Nations）に属する諸国の経済発展にも目覚しいものがある。ここに、アメリカ、欧州、アジアのブロック経済化が世界経済の新たな潮流としてあらわれたわけである¹⁾。

われわれが本稿で関心を寄せるのは欧州におけるブロック化の動きである。欧州は、特に第2次大戦後、アメリカの経済的発展に対抗し、それから自己の利益を守るために、しかも経済のみならず、政治や社会のさまざまな面での国家間協力のための国家連合を構築しようと精力的に努力してきたのみならず、現在においてもその努力を続けているからである。現在の欧州連合(the European Union：以下では、これをEUと略称することとする。)がそれにほかならない。これは極めて多くの困難な問題に直面しながらも、歴史的に例を見ない規模と内容での国家連合を作る作業であった。それがしばしば「壮大な実験」と称せられる所以である。それは2005年現在で25カ国から構成されるに至つており、それは現在の世界における最も明確な形での国家連合であるといえよう。

1) ブロック化の傾向は単にアメリカ、欧州、アジアの地域に限られているわけではなく、例えば環太平洋の諸国、中近東諸国、アフリカ諸国などにも及んでいる。しかも地域的にのみならず、例えばイスラム圏の諸国や産油国として利害の一一致する諸国の連合体もまた、ブロック化の形態の1つであるといえよう。それらは加盟国を一部重複させながら、しかも結束力に相違を示しながら多様な形態をとつて存在しているのである。

欧洲連合（EU）の成立と発展（万仲脩一）

ちなみに、EU、日本、米国の基礎データは次の表のようになる。それによれば、EUは面積を除けば、他のすべての項目で日本と米国より大きくなっている。このことからしても、EUの経済規模の大きさと世界経済に及ぼしている影響の大きさは容易に理解され、推測されうるであろう。

	EU	日本	米国
面 積（万平方キロ）	392.9	37.8	937.3
人 口（億人）	4.59	1.27	2.94
国内総生産（GDP）（10億ユーロ）	10,289	3,758	9,433
世界のGDPに占める割合（%）	31.0	11.3	28.5
世界の商品貿易に占める割合（%）	19.0	7.3	17.3

備考

人口は2005年の、世界の商品貿易に占める割合は2003年の数値であり、それ以外は2004年の数値である。

出所

欧洲委員会統計局の資料による。

われわれは経営学の立場から欧洲における企業の特質を究明することを究極の課題としているのであるが、そのためにはEU自体の形成と発展の歴史的経緯を顧みること、そしてそれを通してそれが直面した困難、その克服の努力の失敗と成功について概観しておくことが有益である。かくして、本稿の課題は、欧洲ないしEUの企業についてのわれわれの以後の考察の前段階として、EU自体の成立および発展、その過程で生じた諸問題とその克服の努力の概略を知ることに求められることとなる²⁾³⁾。

2) EUは欧洲の諸国の大半を加盟国としているとはいえ、スイスやノルウェーのように、あるいは東欧の一部の国のように、それにいまだ加盟していない欧洲諸国も存在している。したがって、EU加盟国と欧洲ないしヨーロッパは地域的に完全に一致しているわけではなく、両者は一應、区別して考えられなければならない。本稿では、国家連合としてのEUについては「EU」を用いるが、「欧洲労使協議会」、「欧洲理事会」あるいは「欧洲憲法」のように、EUの機関や制度について慣用的に「欧洲」が使用されている場合にはそれに従った。これらの場合の「欧洲」は実質的にはEUを指すことは明らかであろう。しかし、「欧洲」はヨーロッパを一般的に指す場合にも使用されることはある。しかし、けだし当然である。

なお、後述のように、EUは1992年2月のマーストリヒト条約の調印と共に、欧洲共同体（European Community：以下では、これをECと略称する。）の発展的解消によって発足したのであるが、本稿では、ECやさらにその前身の種々の機関との歴史的連続性の故に、厳密にはそれらから区別すべきところでも「EU」を用いた個所がある。つまり、「EU」はその前身をも含む広い意味でも用いられている場合もあるのである。

3) なお、EUの成立と発展についてはわが国の研究者によって多くの詳細な研究がなされ、その文献も非常に多い。本稿では、われわれは欧洲の文献によってではなく、それらわが国の文献のみによって考察するにとどめるのであるが、それによってわれわれの考察に↗

2. EUの成立と発展小史

上述のように、EUは2005年現在で25カ国から構成される一大国家連合を形成しており、いまや世界の経済、政治、社会の諸問題を考える場合に無視しえない存在になっている。もとより、EUが将来にわたって欧洲における国家連合としての機能を果たし続けるか否かについては不確定な要素を抱えていることは否定されえない。しかし、多数の国家が比較的狭い地域に存在し、歴史的に頻繁に対立や紛争、さらには分裂と統合を経験してきた欧洲において、こうした国家連合が成立していることの意義は認められなければならない。「壮大な実験」は現在のところ、ともかくも成功を収めているように思われる所以である。勿論、その成立と発展の道のりは決して平坦であったわけではなく、むしろ困難の連續であり、それを克服するべく当事者による精力的な努力の結果であったことが看過されるべきではない。われわれはこのことに特に注目するものである。

ところで、EUの成立と発展の経緯については、種々の時代区分にもとづいてこれを考察することが行われている。しかし、EUの成立と発展の過程でそれが直面してきた困難とそれを乗り切ってきた努力に関心を持っていることから、われわれは以下の4つの時代区分によってこれを簡潔に明らかにすることとする。

(1) EU前史（第1次大戦から第2次大戦終結後の1945年まで）

第1次大戦において、欧洲は戦場となり、物的および人的に甚大な被害を被った。それまで、世界の政治や経済などの種々の面でリードしてきたのは欧洲であったが、その後はそれらの中心としての地位を、急速に勢力を伸ばしてきたアメリカに譲ることになった。さらに、1917年に最初の社会主義国家であるソビエト連邦が成立したことは欧洲にとって

ア特に支障は生じないであろう。しかも、本文で述べたような課題からして、本稿はEUの成立と歴史についての特別に新しい知見を得ることを意図しているわけではない。EUの成立と発展の歴史に関する多くの邦文文献のうち、ここでは以下のものを挙げるにとどめておく。

島野卓爾／岡村 堯／田中俊郎[編著][2004]；辰巳浅嗣[編著][2004]；久保広正[2003]；田中友義／久保広正[編著][2004]；田中友義／久保広正[編著][2004]；小倉襄二／有沢僚悦／吉野文雄[編][2005]；内田勝敏／清水貞俊[編著][2003]；藤井良広[2005]；金丸輝男[編著][1998]

なお、EUの歴史については、次に詳しい。

http://europa.eu/abc/history/index_en.htm

EUについての資料はEU資料センターが設置されている大学や機関で閲覧できるほか、欧日欧州委員会代表部発行の資料から種々の情報を得ることができる。

欧洲連合（EU）の成立と発展（万仲脩一）

著しい脅威であった。こうした欧洲の相対的な地位の低下と社会主义の脅威に直面して、1920年代に既に、幾人かの政治家によって欧洲連合の設立の必要性が指摘された。

その具体的なあらわれは、まずは1923年にオーストリアのクーデンホーフ-カレルギー（Coudenhove-Kalergi, R.）伯爵が欧洲の没落を阻止し、社会主义の脅威から守るために欧洲諸国の連合に向けた啓蒙を行ったことに始まった。彼の活動は直ちに欧洲における国家連合の実現をもたらすことはなかったのであるが、その方向への努力が政治的に意味のあることだということを欧洲諸国に認識せしめることには貢献した。その後も、1925年にはフランスのエリオ（Herriot, E.）首相が欧洲合衆国の設立を、1929年にはブリアン（Buriand, A.）首相が国際連盟の総会で欧洲連合の設立を提唱するなどの動きが見られたのではあるが、欧洲の政治的混乱とその結果としての第2次大戦の勃発などの故にそれらも具体化することはなかった。しかし、これらが欧洲における国家連合の形成に直接的に結びつくことがなかったとはいえ、戦間期の欧洲に既にそのような国家連合の構築を志向する見解が存在したことは注目に値することであったといわなければならない。

（2）欧洲国家連合への幕開け——終戦からECの成立まで（1946～1967年）

第2次大戦も欧洲を戦場として激しく展開されたため、戦勝国と敗戦国を問わず、欧洲諸国は甚大な被害を被った。その結果、いわゆるヤルタ体制のもとで欧洲はアメリカとソ連の二大国の間に埋没し、世界におけるその経済的および政治的影響はさらに低下することとなった。こうした状況の中で、欧洲諸国の結束を図る動きが再びあらわれた。その発端は、1946年に時のイギリス首相であったチャーチル（Churchill, W.）がチューリッヒ大学で欧洲合衆国の建設を提唱する演説を行ったことに見出される。さらに、1948年には、オランダのハーグで欧洲会議（Congress of Europe）が開催され、1949年には欧洲評議会（Council of Europe）を設立する条約が調印され、欧洲再編の動きも生じた。

しかし、それらはいまだ国家連合への具体的な運動には発展しなかった。当時の欧洲の経済的および政治的状況が極めて流動的であったことがその一因であったと考えられる。すなわち、アメリカは欧洲の経済復興のための資金援助を行うために、欧洲復興計画、いわゆるマーシャル・プラン（The Marshall Plan）を1947年6月に発表し、それに伴い、西欧の14カ国の参加を得て、その資金の使途や配分を決定する機関として欧洲経済協力機構（OEEC；The Organization of European Economic Cooperation）が発足させられた。しかし、マーシャル・プランにはソ連と東欧諸国は参加せず、それらは1949年に東欧経済相互援助会議、つまりコメコン（COMECON；Council for Mutual Economic Assistance）を設立してこれに対抗した。ここに、欧洲は経済的および政治的に東西に分割されること

となり、アメリカとソ連の影響の下に翻弄されることとなったのである。このように、第2次大戦終結後には欧州をめぐる米ソの勢力争いとそれらの世界支配のもとで、欧州はさらにその政治的・経済的地位を低下させていった。

このような状況のもとで、欧州に再び国家連合を構築しようとする動きが生じ、本格化した。この具体的なあらわれは、当時の西ドイツ、フランス、イタリアおよびベネルックス3国による次の3つの共同体が形成されたことに見られる。まずは1950年に当時のフランスの外相であったシューマン（R. Schuman）によって欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC；European Coal and Steel Community）の設立が提唱され、そのための条約が翌1951年にパリで調印された。さらに、欧州原子力共同体（EAECまたはEURATOM；European Atomic Energy Community）と欧州経済共同体（EEC；European Economic Community）の設立のための条約が1957年にローマにおいてそれぞれ調印され、順次、それら共同体が発足した。ここに、それまでの対立の歴史を乗り越えて、欧州における国家連合への動きが現実の形をとってあらわれたのである。そして、その後の1967年7月にはこれら3つの共同体の理事会や委員会等の機関が統合されて欧州共同体つまりECが形成された。その場合、当時の最も重要な問題が経済にあったことから、EECがその統合の中心であった。このECこそは、以後のEUの母体となったものにほかならない。

この限りではECの成立とそれへの発展は極めて順調であったように見えるのではあるが、現実には必ずしもそうではなかった。例えば、1961年には、フランスのドゴール（de Gaulle, C.）大統領は、欧州連合がEEC委員会の本部のあるブリュッセルの欧州官僚によって推進されることを懸念し、彼らからその権力を取り上げることを意図した。そこで、ドゴール大統領が、経済のみならず、政治・外交・軍事防衛・文化などあらゆる分野の問題を協議するための政府間会議を定例化する政治連合構想（フーシエ・プラン）を提唱するという事態が生じた。これに対しては、ベネルックス3国がフランスの横暴に危機感を抱き、それに反対したために、その政治連合構想はついに実現することはなかった。

1960年にはイギリス、スウェーデン、ポルトガル、ノルウェー、デンマーク、イス、オーストリアの7カ国が欧州自由貿易連合（EFTA；European Free Trade Association）を設立するための条約に調印し、それが発足した。これはイギリスを中心にして、EECに対抗しようとする意図のもとに設立されたのであるが、必ずしも著しい効果をあげることはできなかった。そこで、1961年7月にはイギリスとデンマークがEECへの加盟を申請した。しかし、加盟条件をめぐって交渉は難航し、特にイギリスに対してはドゴール大統領の反対が強く、結局は両国の加盟交渉は決裂した。なお、1967年5月にもイギリスはEECへの加盟申請をしたのであるが、またもやドゴール大統領の反対に遭い、同年12月

には本交渉に入ることなく拒否されてしまった。

1965年3月には、関税同盟の完成、農産物の輸入課徴金や工業製品の共通輸入関税などのEECの自主財源化、欧洲議会の権限強化、閣僚理事会における特定多数決の適用範囲の拡大などを内容とするハルシュタイン・プランがEEC委員会から閣僚理事会に提出された。これに対して、フランスがEECの超国家性を強化するものとしてこれに反対し、司法裁判所を除くすべてのEEC機関からフランス代表を引き上げさせた。このボイコット政策は当時のEECにとって深刻な危機をもたらしたが、1966年1月の「ルクセンブルクの妥協（Luxembourg Compromise）」によって収拾された。しかし、これによってEEC委員会の権限は制限され、国益に関わる重要な事項については加盟各国の全会一致が定着することとなった。

このように、この時期にはが独仏主導の欧洲の再建を目指すドゴールのフランスの強硬な姿勢が強くあらわれ、何かと対立が表面化した時期であった。ECの成立に至る経緯は決して平坦な道のりではなかったことは、このことから明らかであろう。前述のように、ともかくも1967年7月にECが発足したとはいえ、EECに対する特にフランスの抵抗のために、ECの超国家的性格が希薄化されたことは否定されえない。そのために、以後の欧洲国家連合は「1つの欧洲」を標榜しながらも、加盟国の主体性を維持しながら相対的に緩やかな連合を志向する方向へと軌道修正を余儀なくされた。

（3）ECの時代（1968～1991年）

上述のように1967年にECが発足したのであるが、独自の立場を主張してきたドゴール大統領が1969年4月に退陣したことにより、ECは新たな展開を見ることになった。それはまずは、1969年12月にハーグでEC 6カ国の首脳が集まり、それまでの停滞を打破すべく、ECの完成、強化、拡大、政治協力を目指す決議を採択するという形であらわれた。特に1972年にイギリス、デンマーク、アイルランド、ノルウェーの加盟が承認されたことはその端的な成果であった。ただし、ノルウェーでは、EC加盟が国家主権の侵害の可能性を孕むとして国民投票で否決され、結局はその加盟は実現しなかったため、それを除く3カ国が新たにEC加盟国となった。これは拡大ECの発足といわれる。

しかし、1970年代後半から1980年代前半までの欧洲経済は、国内総生産の伸びが2%弱にとどまり、失業率が10%を超えるほどになったことに見られるように経済的に低迷していた。それは、欧洲の硬直的な産業構造が国際的な経済危機や新しく急速な変化に対応できなかつたことによっている。この事態に直面して、加盟各国からECに対して、当初からの目標である域内市場の完成ないし単一市場の形成への要請が高まった。1985年1月に

は、ドロール（Delors, J.）がEC委員会の委員長に就任し、ECの強化に向けて指導力を發揮した。彼は、EC域内のヒト、モノ、カネ、サービスの自由な移動を可能にする単一市場の形成に向けた具体的なスケジュールを定めた「域内市場白書」を作成し、1985年6月に欧州理事会に提出し、それが採択された。

さらに、1986年2月には単一欧洲議定書（SEA ; Single European Act）が調印され、1987年7月1日から発効することとなった。これはECの基本条約が改正されたことを意味するのであるが、その中心が「域内市場白書」に挙げられていた関税障壁の撤廃であったことに明らかなように、それはEC市場の統合あるいは欧洲経済の活性化を強く志向するものにはかならなかった。このことにもよって、1980年代後半には欧洲経済は好況へと転換したのである。ドロール委員長はまた、経済通貨同盟（EMU ; Economic and Monetary Union）の確立に向けていわゆるドロール報告書において通貨統合案を提示し、1989年6月の欧州理事会で承認を得ることに成功し、1990年1月からその第1段階である資本の自由移動が開始された。

この間の1981年にはギリシャが、1986年にはスペインとポルトガルがEC加盟を果たし、ECは更なる拡大を遂げた。ただし、これら3カ国の加盟については、その経済的意味よりも、それらの諸国民主主義の安定化、あるいは東側陣営に対する西側の勢力の拡大という政治的な意図が大きかったことは注意されなければならない。

前述のように、1970年代から1980年代前半までのEC経済は種々の努力にもかかわらず、必ずしも所期の成果を挙げることはできなかった。かえって、1970年代の石油危機や国際経済の激変の中で各国は自国の経済的利益をより優先せざるをえなく、さらに東西の緊張緩和もあって国家連合の動きは停滞することになった。むしろ、この時期のECにおいて注目されるべきはその政治的および制度的な側面での成果であったと考えられる。すなわち、1973年頃に加盟国間の政治協力の名のもとでそれら各国の外交政策を調整する試みがなされ、1974年には欧州理事会と称せられるECサミットが常設され、EC加盟国間の情報交換と相互理解が促進されるようになり、1979年には欧州通貨制度（EMS ; European Monetary System）が設立され、あるいは同じ1979年には欧州議会の議員がそれまでの各国議会からの互選による選出から、EC市民による直接選挙での選出へと変更された。この時期のECの進展はこれらの新たな制度的枠組みを構築した点に求められうるとされる所以である。もとより、それらがすべて順調に実現されたわけではないが、ECの成立以前から既に見られた前述の傾向、すなわち、欧洲の国家連合がそれまでの超国家統合ではなく、各国の自主性を維持しながら政府間協力の制度化を図る方向で国家連合を構築しようとする傾向がさらに強まった。これはEUへの転換後においても受け継がれている傾

向である。

（4）マーストリヒト条約以後（1992年以後）

欧洲は1989年11月9日の「ベルリンの壁」の崩壊に象徴される東西の冷戦構造の終結によって新たな再編への局面を迎えた。特に、1990年10月の東西ドイツの統合によって形成された統一ドイツは欧洲最大の国家となり、しかもその強力な経済力の故に欧洲各国から脅威の目で見られることとなった。当時のコール首相が「欧洲のドイツ化ではなく、ドイツの欧洲化を目指す」ことを絶えず強調せざるをえなかった所以である。そして、ドイツがECの発展に積極的に尽力することによって、ECはさらに前進することとなった。ECを強化し、それを中核とする新たな欧洲の秩序を作り、その安定と発展を図ることが意図されたのである。その成果は2つの政府間会議（IGC；Intergovernmental Conference），すなわち1989年12月の通貨同盟の推進に向けての会議、および1990年6月のECを政治連合へと発展させるための会議の開催が決定されたことにあらわれた。この政府間会議は1990年12月の欧洲理事会で正式に発足し、それぞれの問題についての議論が開始された。この政府間会議の議論は約1年という短期間でとりまとめられ、1992年2月にオランダのマーストリヒトにおいて欧洲連合条約（Treaty on European Union）として調印された。一般にマーストリヒト条約と称せられているものがそれであり、それは国家連合としてのそれまでのECの実質を中核に据えながら、それに政府間協力の形で外交・安全保障と司法・内務協力を加えて、ECを発展的に解消し、新たな国家連合、つまりEUを形成することを目指していた。この条約がEU条約とも呼ばれているのはこのことによっている。

ただし、EUに対する一般市民の反応は必ずしも好意的ないし肯定的であったわけではない。デンマークでは1992年6月の国民投票でEU加盟は否決され、1993年5月の2回目の国民投票で漸く賛成が得られたこと、さらにはフランスの国民投票でも賛成はされたものの、賛成票が51.05%という極めて僅差であったことのうちに、このことは明らかである。これは、EUに対する期待と不安が市民の間で交錯していたことを示している。しかし、他方では、1995年1月にはオーストリア、フィンランドおよびスウェーデンがEU加盟を果たした。スイスやノルウェーのように国家主権の侵害の危機を危惧して、あるいは独自の判断から加盟を見送っている国も存在するなかで、その後も東欧諸国を中心に加盟国が増加し、前述のように、EUは2004年には一挙に10カ国増えて、25カ国からなる国家連合となっている。また、その後も加盟申請を行っている国や、既に加盟審査が行われている国も少なくない。このEU拡大の傾向は、東西対立が解消されたことに加え、加盟が自国の経済の発展に寄与すること、および政治的にも、経済的にも、EUが欧洲全

体の中で大きな影響を有するようになるだろうと予想されることにもとづいていると考えられる。

ところで、EUの経済的な動きとしてまず注目されるべきは、単一通貨であるユーロ(EURO)が2002年1月から、加盟12カ国のみの間でではあるが、流通するようになったことであろう。ユーロの導入はドルに対する対抗として生まれたものなのであるが、そのメリットは以下の諸点に求められうる⁴⁾。

- ① ユーロ圏内の取引上の決済コストが節約されること。
- ② ユーロ圏内の通貨面の不安定要素や危険を回避することができること。そしてそれによって投資の促進や経済成長が認められること。
- ③ ユーロ圏内の金融・資本市場が統合されることで、資本の調達と運用の面での効率化が図られること。
- ④ ユーロ圏内の商品価格の下落が予想されることから、消費の拡大が見込めること。
- ⑤ ユーロ圏内の生産や販売の拠点の再配置に伴い生産要素の移動が活発化すること。

他方、ユーロの導入は、それに伴い短期的に発生するコストは別として、各国の通貨の為替レートの変動がなくなるために、それが有する経済調整機能が果たされなくなるというデメリットを抱えている。いずれにせよ、ユーロが導入され現在のところ単一通貨として流通しているのではあるが、その将来は必ずしも楽観しうるものばかりではない。ドルと並ぶ基軸通貨となりうるか否かには大きな問題が残されているのである。

以上において、われわれはEUの成立と発展の経緯をごく簡潔にたどってきた。もとより、6カ国から出発して現在に至るまでの約60年間の過程はここで概観したほど単純ではなく、それはある時は順調に進展したものの、加盟国間の利害の対立の間で翻弄され、その存続の危機に見舞われたこともあったというように、極めて波乱に富んだものであった。EUはこれから多くの難問に直面しながら一層の発展を模索してゆくことであろう。それはまさに「壮大な実験」であったのであり、これからも実験は続くのである。そこで、このことを念頭に置いて、われわれは次章では、EUの歴史の特徴とそこからわれわれが学ぶべき幾つかの点について若干の考察を加えることとしよう。

4) ユーロのメリットとデメリットについては、次を参照のこと。

辰巳浅嗣[編著][2004], 116-117頁；島野卓爾／岡村 執／田中俊郎[編著][2004], 166-169頁

3. 結びに変えて——EUの発展からの教訓

われわれは最後に、欧洲における国家連合の形成の最初の提唱から、幾多の困難を乗り越えて、ECの形成、マーストリヒト条約の締結によるEUの成立にまで至ったその経緯に改めて注目しておきたい。

第1に、何よりも欧洲においては、国家連合を形成することの必要性についての意識が極めて強く、しかも持続的であったことが挙げられなければならない。その具体的な成果があらわれるにつれて、その精神が次第に未加盟の欧洲諸国にも理解されるようになり、さらには世界経済のブロック化の傾向にも後押しされて、加盟国が増加していった。現在のEUは25カ国から構成されているのであるが、EUの東方拡大と称せられるようにその加盟国は東欧諸国を中心にお增加の傾向を示している。それは文字通り「欧洲連合」に近づきつつあるのである。もとより、その拡大に伴って困難な問題も生じているのではあるが、われわれは、欧洲連合が「1つの欧洲」を形成しようとする強くかつ持続的な意思の結果であることを重視するわけである。

第2に、国家連合としてのEUの成立がその構築の過程での関係各国の理性的で粘り強い努力の結果であることに、われわれは特に注意しなければならない。周知のように、欧洲には比較的狭い地域に人種や民族、文化、言語、法律、生活習慣などを異にする多数の国家があり、しかも各の内部においてもそうした多様性を抱えているという、極めて複雑な地域である。そのために、歴史的には頻繁に地域紛争が発生してきた。これらのこと考慮するとき、欧洲に国家連合を構築することには特別の困難があったと考えられなければならない。例え国家連合の必要性について基本的な合意が形成されたとしても、個別の問題については激しい対立が存在したのもそのあらわれであり、その対立を如何に解決するかがEUの形成にとって最大の難事であった。その場合、EU諸国が重視した方法は対話、討議、コミュニケーションであったと解せられる。欧洲においては一般に、対立の解決の方法としてそれらを重視する伝統があるのであり、それによる粘り強い解決の努力がEUの形成に当たっても有効性を發揮したのである。

第3に、EUの発展に際しては、単に対話に終始するのではなく、その具体的政策の実現について関係諸国は極めて柔軟に対処してきたことが軽視されるべきではない。それは柔軟性（flexibility）の原則と称せられる。それは、「…すべての加盟国が同一の歩調で統合を進めるのではなく、より『緊密な協力』（closer cooperation）を進めたいと希望する加盟国が、他の一部の加盟国が参加しない場合に、一定の原則に従ってそれら諸国だけで

統合を進めることを可能にする」⁵⁾ 運営方式である。その最も典型的なあらわれは、2002年から流通が開始された単一通貨ユーロの導入に見出されうるであろう。周知の通り、この通貨統合には現在のところ、比較的新規に加盟した諸国が多くは勿論のこと、イギリス、スウェーデンおよびデンマークといった国が参加しておらず、いまだ12ヶ国が参加しているにすぎない。その意味では、それはいわば見切り発車といえなくもない。しかし、EU加盟各国がすべて合意しなければ政策が実行に移されないとするならば、EUは連合の実を具体的に挙げることはついに不可能であったであろう。「合意が成立した国からはじめよう」という方法、あるいは政策の部分的遂行を通して実績を積み上げることによって将来における多くの加盟国の参加を促すというこの方法は、場合によっては危険を孕んでいるとはいえ、EUのような国家連合の政策実践にとってむしろ妥当な方法であったと考えられるのである。

第4に、EUは当初は超国家連合を目指してきたのであり、事実、通貨同盟、共通外交・安全保障政策、司法・内政協力、域内市場統合によるヒト、モノ、カネ、サービスの移動の自由化は国境の消滅、法律や規則の共通化および基準の統一化などを前提としてはじめて可能になる。このように、加盟国の連合を強固なものにしようとすれば、国家主権を放棄せざるをえない事態、つまり超国家連合を志向するという事態は避けられない。だが、こうした事態は加盟国の政治的・社会的特徴、独自の文化や伝統を損なうこととなりかねないため、EUの成立の過程でフランスがしばしば独自路線を主張したことに端的に見られるように、加盟国がすべてがこうした方向に対して必ずしも同意しているわけではなく、むしろ警戒的である。そこで、EU条約第36条では、「共同体はその排他的権能に属さない分野によっては十分に達成されず、それ故、当該行動の規模もしくはその効果の点から考えて、共同体によるほうがよりよく実現される場合にのみ、またその限りで、活動を行う。あらゆる共同体の活動は本条約の目的を達成するために必要な範囲を超えてはならない。」と規定されている。このことは、EUとして行うのが望ましいことに関してはEUが行い、加盟国に委ねるのが良い場合にはそれらを加盟国が実施すべきことを意味している。これは、EUと加盟国が補完しながらEU全体としての調和と発展を目指そうとするものである。その意味で、それは補完性原理と称せられる。われわれはこの典型的なあらわれもこれを通貨統合に見出すことができるであろう。EUはしばしば「欧州統合」と称せられているのであるが、われわれがあえて「欧州連合」と呼ぶのは、現在のEUが「1つの欧州」を志向しながらも、現実には加盟国間の主体性を認めながら、利害の一致する点

5) 辰巳浅嗣[編著][2004], 11頁。

での結合の実をあげようとしているという実態を重視することによっている。

以上において、われわれはEUの成立と発展の特徴についての幾つかの点を列挙してきたのであるが、それは単にEUの全体に限られているわけではない。EUの個別的な諸問題についても同様のことが妥当するのであり、EUの企業や経営について関心を持つわれわれにとってもこの特徴は忘れられるべきではないであろう。本稿では、その前身を含むEU自体の成立と発展を概観することのみに課題を限定してきたのであり、EUの企業や経営の問題についての考察はわれわれの今後の課題として残されている。本稿はそのための準備作業にすぎないのである⁶⁾。

参考文献

- 内田勝敏／清水貞俊[編著] [2003]、『EU経済論——拡大と変革の未来像——』ミネルヴァ書房。
小倉襄二／有沢僚悦／吉野文雄[編] [2005]、『EU世界を読む』世界思想社。
金丸輝男[編著] [1998]、『ECからEUへ——欧州統合の現在——』創元社。
久保広正[2003]、『欧州統合論』勁草書房。
島野卓爾／岡村 勇／田中俊郎[編著] [2004]、『EU入門——誕生から、政治・法律・経済まで——』有斐閣。
辰巳浅嗣[編著] [2004]、『EU—欧州統合の現在』創元社。
田中友義／久保広正[編著] [2004]、『ヨーロッパ経済論』ミネルヴァ書房。
藤井良広 [2005]、『EUの知識』（第14版）日本経済新聞社。
鴨 武彦[1992]、『ヨーロッパ統合』日本放送出版協会。
http://europa.eu/abc/history/index_en.htm

6) 以上のEUの経験は、最近のアジアの一部で「東アジア共同体」の構想が提唱されつつあることを考へるとき、その構想を実現しようとする立場にとって示唆的であるように思われる。しかし、当然のことながら、欧州とアジアでは、文化、社会、政治、経済などに著しい相違があるのであり、EUの経験が直ちにアジアに適用可能であると考えることには大いに疑問が残る。